

新規申込者〔(給付奨学金)在学採用〕の対応について(令和3年度)〔初回振込日〕7月9日(金)〕

本学は、高等教育修学支援新制度(授業料減免/減額+給付奨学金の支給)の対象校です。

「授業料減免/減額」制度は、日本学生支援機構の「給付奨学生」が対象となるため、自分が給付奨学金の対象になるかを知る必要があります。また、給付奨学金は学ぶ意欲があり、住民税非課税世帯、又はそれに準ずる世帯の学生が対象になります。

つきましては、申込みを希望する方は、まずは日本学生支援機構ホームページに掲載の「進学資金シミュレーター」で支援の対象になるかを保護者の方と確認の上、対象となる場合は、下記の「(新規)在学採用説明会」に参加(出席)、お申込み下さい。

※この制度(給付奨学金申込)については、専攻科生は対象外です。

<手続きの流れ>

1. 申込説明会に参加する。【※申込の条件】
2. 必要書類を期限内に学生支援課に持参(提出)する。
3. スカラネット入力に必要な識別番号(ユーザーID・パスワード)を受け取る。
4. 各自、パソコン、スマートフォン、タブレット端末からスカラネット入力を行う。
5. スカラネットで入力後、1週間以内にマイナンバーの書類一式を簡易書留で郵送する。

<募集時期(申込説明会)>

〔開催日〕令和3年4月13日(火)4限目「在学(新規)採用」申込み説明会
〔開催教室〕1号館4階 142教室(保護者の方の出席は不要です)

<支給月額>

※世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じた月額が原則、毎月振り込まれます。

※同時に第1種奨学金を申し込む場合、貸与月額から減額または増額(=併給調整)されますので注意して下さい。

※第1種奨学金の貸与を受けており、追加で給付奨学金を申し込む場合は、併給調整で、採用月前(7月採用の場合は、4～6月分)に振りこまれた第1種奨学金を採用後に返金することになりますので注意して下さい。

世帯に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円

<申込必要書類> ☆事前準備可能なもの。(書類の詳細は説明会にて説明)

1. マイナンバー提出書 (説明会で配布)

申込者と生計維持者(父母等)の署名、個人番号の記入が必要です。

☆2. 申込者、生計維持者(父母等)の個人番号確認書類(①②)

①申込者、生計維持者それぞれの下記いずれか1点

マイナンバーカード(裏面)のコピー、通知カードのコピー、個人番号記載の住民票の写しのコピーまたは原本、住民票記載事項証明書のコピーまたは原本 等

②申込者の身分証明書をいずれか1点 (氏名と生年月日が記載(印字)されたページ) (コピー可)

写真付き学生証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面) 等

3. 給付奨学金確認書 (説明会で配布)

☆4. 申込者本人名義の振込口座のコピー

5. スカラネット入力下書き用紙 (説明会で配布)

☆6. 【該当者のみ】「自宅外月額」を希望する場合は、自宅外通学であることの証明書(コピー可)

2021年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ、本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類(採用候補者本人名義の賃貸契約書や入寮(在寮)証明など)が必要です。

※寮生の方は、学生支援課で「在寮証明書(無料)」を申し込んで下さい。

※但し、自宅外月額の支給を受けるためには、ア～オのいずれかに該当していることが必要。

ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から本学までの通学距離が片道60km以上(目安)

イ. 実家から本学までの通学時間が片道120分以上(目安)

ウ. 実家から本学までの通学費が月1万円以上(目安)

エ. 実家から本学までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で実家からの通学が困難である場合

※自宅外月額の支援(振込み)について

日本学生支援機構での自宅外証明書類の審査が完了するまでは、「自宅月額」が送金、振り込まれます。

審査完了後、5月採用者は7月より、6月採用者は8月より「自宅外月額」に変更となり、「自宅外通学」となった月まで遡った分の差額と当月分が振り込まれます。

☆7. 【該当者のみ】18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた、又は、里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類

- ☆8. 【該当者のみ】 申込者が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す証明書類
在留カード（コピー）、住民票の写し（原本）、特別永住者証明書（コピー）等

- 9. 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」
（説明会で配布）

その他、追加で書類の提出が必要なケースもあります。